

# 対比表

約款について下記の通り変更いたします。

平成 20 年 6 月 9 日  
(下線部分は変更箇所)

現 行	変 更 後
<p>第 3 3 条 (解除)</p> <p>(4) 前各号の他、やむを得ない事由により当社がお客様に対し解約の申し出をしたとき。</p>	<p>第 3 3 条 (解除)</p> <p>(4) <u>お客様、またはお客様の近親者、役職員、代理人等が反社会勢力であることが判明した場合、もしくは疑いがある場合。</u></p> <p>(5) 前各号の他、やむを得ない事由により当社がお客様に対し解約の申し出をしたとき。</p>
以下空欄	以下空欄